

彼岸におもう

長 田 恒 雄

いまの世界には、大きな戦争もないし、日本はまた十八年和平的な日々がつづいている。明治以来こんなにながくおだやかな日々をもったことはなかった。泰平の世といふべきであろう。

にもかかわらず、私たちの胸の底には、なにか安心しきれないものがうずくまっているようだ。爆撃もないし、核兵器をぶちこまれる心配もまったくないのにもかかわらず、いつ、なにかがおこるかわからないという心配はなくなっていない。それに、労使のあいだや政党のあいだにも、不信がみなぎっているし、敵対しあっている。宗教の世界にさえ、けんかが絶えない。小児マヒやサリドマイド、麻薬などまでが、私たちをとりかこんでいるし、一枚岩だった共産圏にもひびがはいた。いよいよ不信不安にみちている。武器のことで大戦争がないというだけで平ではないといえそうである。いつの時代でも、こんな風だったろうと思う。人類から、心配のなくなった時代なんて一度もなかったにちがいない。槍刀の心配が、核や放射能の心配にかかわっただけであろう。いつでも、どこでも、人類は心配しつづけて生きてきたのである。

だから、心配のない世界がほしくなるのはあたりまえである。夢と知っても、それがほしい。のぞ

まずにはいられない。ヨーロッパのユートピア思想がそれで、仏教の彼岸思想と同質のものだろう。私たちが太古以来それを望みつづけてきた。ねがいつづけてきた。そして、いまなおそれは手にはいらない。だれひとりそれを獲得実現したものはない。むなしくのぞみねがっているのが現実である。そんなムダなことはやめたい。いやないか、と言いたくなるが、それがどうしてもやめられない。けれども、そのどうしても彼岸を欣求(ごんぐ)しないではいられない、というところこそ、人間のすくいがあるとも言えるだろう。欣求は行(ぎょう)をおのずからとまなうからである。核停の交渉が大国間できまったのも、生ワクチンをつくり出したのも、行の一種である。どうしても心配のなくならない現在を、しつかりふまえた上で、ほんの少しずつでも心配の種をとりのぞいてゆこうという善意、それがあるからこそ、私たちが不信・不安のなかにたうちまわりながらも、そこにひかりを見出してゆくことができる。はかないひかりかも知れないが、一日も休みなく、そうした善意をつみかさねずにはいられないのだ。行が知恵を産み出す。また知恵が、つぎのあたらしい行を産み出す。心配のなくならない現実を、宿命としてあきらめて投げ出してしまったという歴史は、人類

にはなかった。どんなにおぼつかなくても、たえず努力だけはしてきたし、いまでもしつづけている。とは言え、それによって少しでも彼岸が近づいたか、ユートピアはちかくなつたか、といえれば一向にそんな気配はない。あいたたにある。ちっとも近づいてはいない。しかも、私たちはあきらめない。絶望しない。求めつづけている。というところは、この彼岸というものが、永遠の救いの根源であるというところにほかならないのだ。けつして近づいてこないからこそ、欣求はいよいよ熾烈(しりつ)なつになるのである。彼岸とは、欣求そのものだということができる。私たちの歴史は、二度と書き直すことはできない。私の現実を鈍直することはできないが、これからさきに向つては、いかなる努力精進も自由である。それによって、寿命をのぼすことも、戦争をさけることも、犯罪をへらすことも、いくらかはできるだろう。それは、私自身が、私の背負うた業(ごう)を、どのように果してゆくか、よくもわるくもなる。私に選択はまかされている。すべてのひとがそうである。まかされているから責任がある。彼岸は、私にその責任を痛感させる季節のいなみである。寺に詣でるのも、墓に参るのも、仏事をいとむのも、それによって人類の歴史をおもい、おのれの歴史をおもい、さきゆきの責任を自覚するための行事である。私が参つたからといって、死者がどうなるものでもないし、歴

史が動くものでもない。彼の岸はいつまでも私にはおいでおいでをしている。

私たちは、その真実の国土をたえず求め、精いっぱい生きる力を、そこからうけとるのだ。欣求するという形です。季節の花を仏前に供え、香を焚いて、おのれのこころを莊嚴(しようごん)して、あたらしいのちをつちかうのである。そして永遠の真実国土へ向つて、あたらしいのちを燃やす決意をしないおすのである。春と秋と、年に二回の彼岸会は、だから、人類(私)の歴史をかえりみ現実をしつかりふまえて、善意と責任とをあらためて自覚するための、人間自身の智慧がつくり出した行事であると思う。すなおに彼岸まいりをしたいものである。(詩人・在家仏教協会理事・全仏教化委員)

南ベトナム問題 各国WFBより回答

五人目の焼身自殺者まで出して紛糾している南ベトナム政府対仏教徒との衝突は、益々悪化をたどっているが、全仏では六月二十五日付で国連本部、WFB本部及び各国センター宛に「要望書」を送付し、現在までに次の各国からこれに対する回答が寄せられている。

- フランス・アジア誌主筆ルネ・ド・ペルバル氏、WFBマラヤセンター、WFB南ベトナムセンター及び同仏教会、WFBセレンゴールセンター、国際連合本部、タイ国仏教協会、中国仏教協会、米国防教団、在日南ベトナム仏教学生連盟、WFB韓国センター、印度トリプラ仏教会。

全仏時局対策協議会

(金剛秀一委員長)では、このほど左の題目の印刷物を発行した。右協議会では全国各宗寺院方の御一読をのぞんでいる。

新刊紹介

創価学会の批判的解明

担当幹事 竹中 信常 安居 香山

本書は創価学会の実体調査に基づいて創価学会の現況とその教義を解剖し厳しく批判している。各寺院において御一読することにより学会に対する認識を一層深めると共に、これに対するあらゆる不安は一掃されるだろう。

寺院の新しい社会教育活動

担当委員 伊藤 道機 現下わが仏教界寺院の布教化、社会活動面の実体調査に基づき、近代社会における寺院活動のポイントを指し示しており、各寺院においてはたいなる示唆が与えられることになろう。

以上いづれも実費頒布の予定です。詳細は左記へお問合せ下さい。 東京都中央区築地三ノ一 本願寺内 全仏時局対策協議会

訪ソはとりやめ

常務理事会で結論下す

全仏に文化局を設置

全仏常務理事会は七月二十六日午後二時より東京築地の全仏事務局会議室にて開催され、左の議題について熱心に審議した。

議題

一、ソ連仏教会より招請の件

これについて各宗々務総長へ依頼したアンケートの結果においても、また本会議においても積極的反対はなかったが、国際情勢の点や、派遣準備時期の面から慎重審議され、「しかるべき理由」を附して辞退することに決定した。

なお八月六日に全仏石川国際局長らが在日ソ連大使館を訪ね、招請を遠慮する旨正式文書で回答した。

二、時局対策協議会に関する件

経過報告について会計の現況報告がなされ、八月末日本協議会が開散の後は、全仏の組織中に入れ仮称「文化局」と云う様な局を新設することに意見の一致を見た。

三、その他

①仏教同志クラブより「南ベトナム仏教徒迫害事件に対する建議」について

同志クラブ、全仏両代表者が話し合うことに決定。

②デンマーク聖書協会よりペイブル贈呈の件

百万円相当の和文バイブルを全仏を通じて日本仏教徒へ贈呈したき申入れあり。次回まで継続審議とすることに決

めた。

③核実験停止協定調印の件

三國元首に対し謝意を表す。

④東洋レヨン、本田技研二社よりタイ国へ僧衣千領贈呈につき全仏で協賛依頼の件

趣旨を諒承し協賛すること

⑤中国仏教訪日友好代表団歓迎決算報告の件

諒承された。

なお署名要員は岩野真雄、上野頼栄両師。

出席者は、金剛秀一、上野頼栄

岩野真雄、阿部竜伝、金子弁浄

(代)山本 杉、清水祐之、太田

淳昭、調覇信雄、倉持秀峰、末広

愛邦の各常務理事(含委任者)、

白山総長、栗本、狩野、石川局長

別所、岩本、柳部長、伊東、相馬

鎌田主事、福井書記(順不同敬称

略)

神奈川県仏教会総会

六月二十四日川崎大師平間寺に於て、三十八年度第十八回定期通常総会が開催された。参会者約三百名余の参加を見、午後一時より法楽があり、続いて審副会長より開会、高橋隆天会長より挨拶があり座長には松阪師が就任した。全仏当局より岩本組織部長が出席。三十七年度事業報告が行われ、全仏加盟の有力県仏たる資格を背は

静岡県仏 緊急理事会

六月二十五日午前十一時より静

ぬ広範囲の活動振りが報告された。決算予算審議も如常に行われ、協議並に報告に於ては、(一)吉水氏より寺院教会相互援助組合の運営報告、(二)吉水氏より全仏九州大会及び一般教化問題について説明があり、(三)鈴木氏より農地補償問題について説明があり、(四)吉水氏より墓地問題につき、特に三重県津市墓地闘争訴訟勝訴の件に就き詳細な説明と今後の墓地訴訟方針の提案があり、(五)県仏青問題については七月六日結成大会を開く迄の報告があり、向後の発展が期待される県仏の印象を深くした。更に鈴木氏より緊急提案があり、南ベトナム仏教徒排斥問題に関して、南ベトナム仏教大使館に於て行われた真相発表と全仏国際局の態度を干渉して、審重を期せられるよう要望され、全仏国際局と連絡した上で事態に臨んで欲しいと述べられ、更に軽率妄動して、いたづらに、ベトナムや国際共産主義の戦略の上に乗せられる事のないよう強調されて満場の同感を得、総会の盛り上がりを感じられた。記念講演では、「仏法と世法」の演題で谷善之亟氏が四十分ほど、自己の体験を基礎にした世俗仏法を披歴し、五時より高橋会長を中心に夕餐会が行われ余興も飛び出し、この活潑なる総会を閉じた。

東レがタイ比丘に黄衣

全仏もこれに協賛

岡市井宮瑞竜寺にて、二宮清海県仏会長、中村静岡市仏会長、野上幸静岡岡仏協会長他市郡部会長、常務理事及理事者約三十名に、全仏側より岩本組織部長が出席会同した。這般九州大会に於て非公式ではあるが、大会参加有志の賛同を得て第十二回大会開催地引受に関して諒承の表明をし、満場の拍手を浴びて早くも意気旺々な盛り上りを見た。しかし静岡岡県仏としては未だ正式な機関に計っていないので、ここに県仏理事会を緊急招集し該件に就き大方の諒解を求め、協力を申し合わせる事となつた。更に開催時期は明年六月一日から五日迄の間、会場地は静岡市内の市公会堂を一応予定し、大会規模については今後詳細検討をせねばならぬが、当地は創価学会の発生地でもあり、その関係の種々の会同も屢々行われている事に鑑みても、此際県仏の名に於ても亦全仏の名に於て行われる大会はいやが上にも之に対抗する意味よりも特に従来の大会より参加人員を増加させて氣勢を上げるべく大々的に開催し度い旨県仏の意向が述べられた。静岡大会準備事務局を静岡市内に秋迄に開設し、県仏の人事改選時期を迎えるが、一応大会終了迄現会長の責任に於て任期を延長せしめて執行すべき由決定を見た。静岡岡県仏の意気込みは想像以上のものであり、明年の大会が今より大いに期待される。

台湾から仏教代表来日

日中親善が目的

既報の中国(台湾)仏教会代表団五名(团长白聖大師)は、全仏の招請によつて八月二十四日午後七時四十分羽田着のノースウエスト機にてマニラから来日した。一行は香港、バンコック、インド、シンガポール、フィリピンなどを巡歴して最終日程の日本に到着した。なお当日は全仏関係者、総持寺関係者、仏婦など約百名が盛大に出迎えた。

一行は約十日間滞在して、各宗本山を参拝し全仏の歓迎会等へのぞむが国内旅行中は柳全仏国際部長が最後まで随行する。なお帰国は九月七日午後二時三十分羽田発のCAT機に決定した。

東洋レヨンと本田技研二社が協力して、このほど日・タイ親善

×

×

昭和卅八年六月廿一日 津地方裁判所の判決

三重県久居町法苑院妙華寺 異教徒埋葬拒否事件

墓地問題に関する判決全文(写)

昭和三年の第一六二号 判決

三重県一志郡久居町一一九番地 原告 稲垣彦次郎

右訴訟代理人弁護士 藤原 昇

同県同郡同町二ノ町 一七四二番地

被告 宗教法人法苑院 妙華寺

右代表者代表役員 中川 実明

右訴訟代理人弁護士 井谷 孝夫

右当事者間の昭和三年の第一六二号墳墓地妨害排除請求事件について、当裁判所は次の通り判決する。

主 文 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

第一 当事者双方の申立

原告は「被告は原告がその長男訴訟外稲垣定夫の妻訴訟外稲垣あさ子の死産した胎児の焼骨(昭和三年八月一日火葬以下「本件焼骨」という)を三重県一志郡久居町二ノ町一七四二番地一二〇八坪のうち別紙図面に赤色で表示された原告の墳墓地(以下本件墓地という)内にある原告所有の墳墓

に埋蔵するのを妨害してはならない。(原告の行う右埋蔵に際し被告はその宗派による典禮をも行つてはならない)との判決及び仮執行の宣言を求め、被告は、主文と同趣旨の判決を求めた。 第二 原告の主張 一、三重県一志郡久居町二ノ町一七四二番地所在一二〇八坪の墓地は、真宗高田派に属する被告の経営管理にかかる寺院墓地であるが、右墓地内にある本件墓地は、原告が昭和三年頃被告に墓地料五百円を支払い、原告家代々の墳墓地として被告の承認を得て、それ以来右墓地に墳墓(死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設、石棺等)を有しているものである。 二、とこで昭和三年八月一日原告の長男定夫の妻訴訟外稲垣あさ子が胎児を死産したので、同日役場から埋葬許可証の交付を受け、原告の娘婿訴訟外石田綾夫をして被告方に赴かせ被告の代表役員中川実明に右死体を本件墓地に埋葬する旨の通知をさせたといふ被告代表役員中川は原告が日蓮正宗に入信し、被告の属する真宗の信者でなくなった

こと、要するに異宗のものであることを理由に右埋葬方を拒絶し、翌八月十五日原告からの直接の懇請に対しても右と同じ理由で拒絶した。 そこで、原告は原告の居住する三重県一志郡の習慣では土葬が原則なのであるが、死産児であるため腐敗が早いので、止むなく役場から火葬許可証の交付を受けて即日火葬に付してこれを焼骨となし、原告の自宅に安置した。 しかし右焼骨(本件焼骨)をいつまでも自宅に安置しておくことは適當ではないので、原告は是非とも原告家累代の墳墓地である本件墓地に埋蔵したいと考え、再々被告にその許諾を求めたが、被告は前述と同じ理由でこれを拒絶し、現在に至つて四、しかし被告は右のような理由で本件焼骨の埋蔵を拒絶する権利は何ら存せず、原告の埋蔵依頼を訴諾すべき法律上の義務が存する。以下その理由を詳述する。 (一) 昭和二年五月二日法律第四八号墓地埋葬等に関する法律(以下「墓地法」という。昭和二年六月一日施行)第一条には「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは正当の理由がなければ拒んではならない」と規定しているが、前記のような原告が異宗のものであるといふことは同法条にいう埋蔵の求めを拒み得る正当な理由に当たらないことは多言を

要しない。若し右のような理由が正当な理由に当たるとすれば、或る特定の宗派の寺院墓地に墳墓を所有する者が改宗するについては多大の犠牲を払うことを余儀なくされ(改宗すれば寺院墓地内の家累代の墓地に埋蔵が出来なくなる。)これは憲法の保証する信教の自由を著しく阻害する事態が生ずることになる。従つて墓地法第一条の規定に照らし被告は原告のした本件焼骨の埋蔵の求めを許諾すべき義務がある。 (二) 墓地法の規定を別にしてこれを実体法から考えても同様である。 (1) 墳墓とは、墓地法第二条に規定するとおり死体を埋葬し又は焼骨を埋蔵する施設(塚塔婆、石碑、棺等)を言い、右施設は墓地の地上及び地下にあるわけであるから墓地とは密接不可分の関係にあるのである。そして原告は先に述べた通り約三〇年前から本件墓地内に墳墓を建設所有し、且つこれを占有しているのであるから、原告は右墳墓のみならず、右墳墓の存する本件墓地についても占有権を有することはいふまでもない。この場合管理人である被告代表役員は特定の区画された墓地に占有権を持つていると解すべきでなく、管理人の占有は寺院墓地全体の管理のためい

わば公法上の占有を有しているのに過ぎないのである。 (2) 仮りに右主張が理由ないとしても、原告は昭和三年頃本件墓地についての地上権を従前右墓地に墳墓を所有していた訴外奥井伊兵衛から譲り受けた。右地上権は賃料は半年で百円、期間の定めないいわゆる永代地上権である。 仮りに訴外奥井伊兵衛が本件墓地に地上権を有していなかったとしても原告は前記のように被告の承諾の下に本件墓地内に墳墓を設置した当初から墳墓を子孫の代に至るまで永久的に設置所有する意志を有してその占有を開始し約三〇年間これを継続し、その占有の当初から善意にして過失はなかったから昭和一六、七年ごろ本件墓地の地上権を時効により取得している。 以上の通り原告は本件墓地についての占有権ないし地上権に基づいてこれを占有使用する権原を有するのであるから、これら権原に基づいて当然に本件焼骨を本件墓地に埋蔵出来るのであり、被告においてこれを拒み得る法的根拠はどこにも存しない。 仮りに原告の本件墓地を使用する権利が占有権、地上権、あるいは使用貸借に基づく権利のいずれでもないとなれば慣習法により認められた物権か、ないし永久性を有する無名契約上の権利である。

五、以上いずれにしても原告は本件墓地内にある原告所有の墳墓に本件屍骨を埋蔵する権利があり、被告は原告の右埋蔵行為を許諾すべき法律上の義務があるものといふべきである。そして原告は日蓮正宗の信者であるが、同宗では埋葬、埋蔵は無典礼で行うことになつてゐるから、原告の行う右埋蔵も無典礼で行うことになるわけであるが、被告は前記の通り現在においても原告が異宗のものであることを理由に原告の埋蔵請求を拒んでゐるから、原告が行なわんとする埋蔵行為を妨害するおそれが大であり、また原告がなす埋蔵に際しては、被告は自派の真宗高田派の典礼を行うおそれが大であり、右典礼の施行は日蓮正宗の信者である原告に対しては埋蔵行為の妨害行為となることが明らかである(若し右典礼の施行が妨害行為にあたらぬとしてその禁止を訴求できないとすれば、原告は憲法第二〇条第二項の規定する「何人も宗教上の行為、儀式、行事等に参加することを強制されない」という権利を害され、異宗の典礼に参加することを強制されることになる)から被告に対しこれら妨害行為の禁止を求めたため本訴に及んだ。

六、被告主張第二項の事実は、被告が真宗高田派の寺院で原告が被告の檀家であつたこと、被告主張の日ごろその主張のような趣旨の離檀の通知をしたことは認めらる。その余は否認する。

七、被告の第二ないし第四項の主張は要するに寺院墓地には墓地法の適用はなく、仮りに適用ありとしても異宗の者からの埋蔵依頼は拒み得るとなし、その理由として被告の宗教的感情を害するからといふことと墓地使用権が檀信徒関係に由来しているといふ二点を主張してゐるようであるが、墳墓はこれを客観的になめれば、死者の遺体又は遺骨を取蔵して故人の霊をなぐさめるといふことのためだけにのみ設置されてゐる施設であつて、信仰の対象ではなく宗教的典礼を行うところでもない。そして本件墓地は被告の信仰の対象が安置されている寺院建物とは相当距離的にはなれてゐる。従つて或る宗派の広域の墓地に異宗派の信者の遺骨を埋蔵したからといつて、その宗派の根本的信仰には何らかかりあひのないことであるから、原告の本件埋蔵請求が被告の宗教的感情を害するといふことはない。また仮りに墓地使用権の発生原因が被告主張のとおり檀信徒関係に由来するものとしても、当初の墓地使用契約において檀信徒たる身分を失うときは墓地使用権も消滅する旨の契約をなす道理がない。これは一定の宗派に属する学校法人の説置せる義務教育諸学校については宗派教育をなすことが認められ、またその学校法人はその宗派に属しない児童又は生徒の入学を拒絶する理由を認められてゐるが、当初その学校法人の宗派に属してゐることを理由に入学を許可された児童又は生徒が在学中に改宗した場合にその学校法人は退学を命ずることがで

きないのと軌を一にししてゐる。

第三 被告の主張
一 原告主張事実中第一項の事実は、原告に墓地料五百円を支払つたことは否認する。その余は認めらる。原告は訴外稲垣源市の分家であり、本家が被告妙華寺の檀徒であつた関係で檀徒となり、墳墓を本件墓地に設置する権利を得、約二七、八年以前に原告の子供が死亡したときにこれを本件墓地に埋葬しその墳墓を設置したのである。
第二項の事実は原告主張の日ごろ原告側から被告に対しその主張のような埋葬依頼のあつたこと、被告がこれを拒んだことは認めらる。その余の事実はすべて知らぬ。被告が拒んだ理由は原告が改宗離檀して被告の檀徒ではなくなつてゐるといふことであつた。

第三項の事実は被告が原告の埋葬依頼を拒絶してゐることは認めらる。
第四、五項の主張は後記のとおり争う。
二 墓地法は共同墓地(公共団体の経営する墓地)や公営の火葬場について公衆衛生的見知からこれを規律した立法であつて、本件のように寺院の経営する寺院墓地に適用される法律ではない。そして寺院墓地においては、右墓地内に墳墓を所有し、これに埋葬、埋蔵を許される者は、いわゆる檀信徒に限られてゐるのである。檀徒とは、その寺院の教儀に帰依し寺院墓地に先祖の墳墓を設置し自己の主催する年忌法要等をその寺院の典

礼によつて執行することをその寺院に委嘱し、且つその寺院の護持発展に協力する者を言ひ、檀徒とは墳墓を設置してゐないが、自己の主催する年忌法要等の執行を一時的にその寺院に委嘱する者又は、単にその寺院にその寺院の教儀を信奉して寺院の護持発展に協力する者を言ふ。そして檀信徒になるには、寺院の代表者にその旨の申込をなし、承諾を得て入檀冥加金を支払つて始めてその資格を得ることになる。

被告は真宗高田派の寺院で宗祖親鸞聖人の立教開宗の本義に基づき檀信徒を教化育成するを目的としてゐるのであつて、このような被告の寺院としての性格からしても被告の寺院墓地に埋葬、埋蔵が許されるものは檀信徒に限られるとの論は首肯されよう。しかるに、原告は前述のように約二七、八年前から被告の檀徒となつたものであるが、昭和三三年ごろ被告の代表役員中川実明に対し「自分は創価学会(日蓮正宗の信者の団体)に入会したから今後被告との縁を一切断つ」旨の離檀の申入れをなし、被告においても右申入れを承諾し、原告を檀徒から除外したのである。このように原告は右昭和三三年六月以降は檀徒ではなくなつてゐるのであるから、被告に対し埋葬、埋蔵を求めた権利を失つてゐるのである。

そこで被告はこれを理由に原告の依頼を拒絶したのであつて右拒絶はもとより正当である。三 仮りに墓地法が本件のような寺院墓地にも適用されるとしても、今日まで二百数十年に亘り寺院開設以来被告は異教徒ないしその家族を埋葬、埋蔵したことはないのである。このような被告の寺院墓地に異教徒である原告の家族の屍骨の埋蔵を許すことは、特にそれが異教徒の典礼を以つて行われるときはなおさらのこと、無典礼の場合でも被告の宗教的感情を著しく害するから、右の埋蔵を右の理由で拒絶するのは墓地法第一三条にいう正当の事由にあたるといふべきである。

四 原告は本件墓地につき使用権があるとなし、その理由として占有権、地上権、使用貸借上の権利等云々の主張をするけれども、民法上のこの墓地使用権は、民法上のいかなる権利にも属しないもので、寺院と檀徒という身分関係に由来する慣習上の権利である。原告が現に被告の墓地内に墳墓を所有してゐるは、原告がかつて被告の檀徒であつたからに外ならず、離檀した以上は原告の右墓地使用権は消滅してゐるのであるから、現在では何らの権限なくして被告の墓地内に墳墓を所有し、本件墓地を不法に占有してゐるのである。なお被告は右の意味での原告の占有を何ら妨害してゐない。被告は本件屍骨の埋蔵の拒否はするが、すでに埋蔵埋葬されてゐるものについては何らの妨害をしたことはない。

五 信教の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

する旨の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

する旨の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

する旨の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

する旨の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

する旨の自由を阻害する旨の主張に対しては次のとおり主張する。憲法第二〇条が「信教の自由は何人に対してもこれを保証

すると規定するのは、国民の信教の自由を国権から保障するという趣旨である。具体的には、同権の作用である立法、行政等によって信教の自由を奪うことは許されぬということである。そこで個人や宗教団体が、他の個人に対し信教を強制したり、転宗を強要したりすることの不法なことはもちろんであるが、原告は任意に改宗離壇した結果として被告の寺院墓地の使用権を喪つたものであるから、これは当然のことであるから、これは当然のことであるから、信教の自由の問題とは何らかかわりがないことである。

右に關連して原告の典礼行為禁止の請求部分について述べるならば、被告は真宗高田派の寺院として、その宗義を奉じ、宗義に基いて布教し、典礼を行うものであつて、これは憲法第二〇条によつて国権から何らの干渉を受けないことがらである。その寺院墓地において埋葬、埋藏の依頼者の依頼による埋葬、埋藏に際し真宗高田派の典礼を行うことは当然のことであり、何ら信教の自由を妨害するものではない。寧ろ被告の右典礼を差し止めようとする原告こそ信教の自由を害せんとしている者というべきである。

六 被告の埋葬埋藏に際し行う典礼は次のとおりである。死者があれば、枕経と称し死者に対し帰敬式を行い、法名(戒名)を僧侶から授与する。次いで親族により浄土三部經(大無量壽經、觀無量壽經、阿彌陀經)等を唱和し、念仏を唱え、納棺式を行い、通夜をして一夜

説經念仏する。次に日を定めて葬式を執行し、その後墓地で僧侶立会の下に墓藏式又は納骨式を行う。このとき僧侶は重誓偈という經文を唱え、その翌日に灰葬式を行つて一切の儀式を終る。更に中陰と稱して七日目毎に法要を営み七日目を以つて終る。そして寺院においては寺院保有の過去帳に死者の法名及び俗名を記しては、永代保存し、檀家に於いては、死者の法名を記入した位牌を仏壇に安置し、死者に対する追慕尊崇の対象とするのである。

第四 証 拠

原告は甲第一号証から第五証までを提出し、証人石田綾夫、岡本智感、同垣野よし、同柴田脩三、同井上きよ子、同山内一夫、同柿沼広澄、同沖本泰幸、同前川勇、同福岡喜美代、同深沢繁次郎の各証言、及原告本人稲垣彦次郎の尋問の結果第一回を援用し乙証各号の成立は認めると述べ、被告は乙第二号証第一号証は欠番第三号証の一、二、第四号、第五号証の一、二を提出し証人多羅尾光昭、同小妻隆文、同前田正二の各証言及被告代表者中川実明尋問の結果(第一、二回)を援用し、甲第一号証の原本の存在及び成立は知らぬ。その余の甲号各証の成立は認め、と述べた。

理 由

一 被告が真宗高田派に属する寺院でその経営にかかると寺院墓地が久居町二ノ町一七四二番地に存すること、原告は昭和三年頃被告の承認を得て右墓地内の本

件墓地に原告家代々の墳墓を設置し、爾來これを右墓地内に所有して来たこと、その当時から昭和三年六月ごろまで原告は被告の檀家であつたが、そのころ原告は被告に対し創価学会(月蓮正宗の信者の団体)に入会し改宗したことを理由に、離壇の通知をなした以上上の事實は当事者間に争がなく、成立に争のない甲第四号証、乙第三号証の一、二、第四号証、証人石田綾夫、同前田正二、同沖本泰幸、同岡本智感の各証言、原告本人稲垣彦次郎、被告代表者中川実明各本人尋問の結果によれば、次の事實が認められる。

一 被告が原告の墳墓を侵し、爾來これを右墓地内に所有して来たこと、その当時から昭和三年六月ごろまで原告は被告の檀家であつたが、そのころ原告は被告に対し創価学会(月蓮正宗の信者の団体)に入会し改宗したことを理由に、離壇の通知をなした以上上の事實は当事者間に争がなく、成立に争のない甲第四号証、乙第三号証の一、二、第四号証、証人石田綾夫、同前田正二、同沖本泰幸、同岡本智感の各証言、原告本人稲垣彦次郎、被告代表者中川実明各本人尋問の結果によれば、次の事實が認められる。

二 原告は同日埋葬許可書の交付を受け、娘婿訴外石田某をして被告方に赴かせ右死産児の本件墓地内への埋葬方を依頼したが、被告代表者中川実明は原告が日蓮正宗に改宗離壇し、異教徒となつたことを理由に右依頼を拒絶し、翌日再度の原告自らの依頼に対しても右と同じ理由で拒絶した。そこで止むなく原告は胎児のことで腐敗し易いところから、埋葬許可書と訂正交付を受け、火葬に付し焼骨となし同月十七日再度埋藏依頼をしたがこれも拒絶されたので、止むなく原告の自宅に右焼骨を安置した。(なお右被告の埋藏方の拒否については昭和三年八月下旬に創価学会の信者有志と被告との間に再々交渉があつたが話し合いがつかず、ついに原告において津地方法務局に人

二 しかし原告の本訴請求は原告の被告に対する本件焼骨の本件墓地内への埋藏依頼に対し、被告があることを前提とし、従つて右の埋藏依頼により当然に原告は右埋藏をなす権利を取得したとなし、被告に対し右権利の実行として右埋藏行為をするについての妨害行為(物理的妨害だけでなく、被告の典礼の施行をも妨害行為とする)の禁止を求めたものであることは、その主張自体に徴し明らかであるから、先づ原告の前記埋藏依頼に対し、被告がこれを許諾すべき法律上の義務があるかどうかについて判断する。

わゆる共同墓地については、右太政官布達以來所轄の府県知事から墓地管理権及墓地使用についての云々の規制がなされて来たが、寺院の経営する寺院墓地の管理権ないし墓地使用については、特にこれを規制するものはなく、前記明治一七年の太政官布達二五号により、これを永久墓地として当該寺院の管理に委ねていたことが認められる。従つて墓地法が前記の通り右太政官布達等を廃しこれに代るものとして制定されたものである以上墓地法は寺院墓地にも適用されることは明らかであり、同法二六条により従前からの寺院墓地について、その経営管理権を有していた寺院は同法により許可を得たものとみなされ、ここに寺院墓地は共同墓地と同じく同法によつて規律せられるに至つたのである。

三 ところで墓地法は、同法附則第二四条に規定するように、日本国憲法の施行の際現に効力を有する命令の効力に関する法律(昭和二年法律第七二号)第一条の四により法律としての効力を保有してはいた次の命令(明治一七年太政官布達二五号)墓地埋葬取締規則に違背する者処分法同年太政官布達八二号及埋火葬の認許に関する件(昭和二年厚生省令第九号)を廃止し、これに代るものとして制定された法律である。そして成立に争のない甲第三号証によれば、国又は地方公共団体の経営するい

四 しかして墓地法第一二条に「墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏、火葬等の依頼を受けたときは正当の理由がなければ拒んではならない」旨規定しているから、被告の前記のような改宗離壇した異教徒からの埋藏依頼であることを理由とする拒絶が同条にいう正当の理由にあるかどうかについて考察する。

ところで同条にいう拒絶できる正当な理由とは具体的にはいかなる場合かについては法文上明かにされていないが、要は同法第一条にいうように同法が墓地の埋葬等が国民の宗教感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく

行われることを目的として制定された法律であることにかんがみ、このような立法の精神に照らし社会通念の上から正当の理由の内容を解釈して行くより外はなからう。

そして若し社会通念の上から永年慣行として認められていたものがあれば右慣行も正当の解釈については当然斟酌されてしかるべきであらう。以下この見地に立つて考へるに、墓地法が制定されるまでは共同墓地については云々の規則がなされていたが(前頭甲第三号証によれば、東京府令第四号墓地設置及管理規則第五條は墓地の新設変更又は廃止は知事の許可を受くべきこと、墓地管理者は宗旨の別を問わずその市町村在籍者又は市町村で死亡した者に対し総て埋葬の求めに応ずべきことと定め、また古くは明治一七年内務省達墓地及埋葬取締規則施行方法細則第三條にも同趣旨の規定が存することが認められる。)寺院墓地については単に明治一七年の太政官達第二五号により永久墓地としてこれを当該寺院の経営管理に委ねていたことは前記の通りであるから、墓地法制定に至るまで寺院墓地はいかなる経営管理がなされて来たかを先づ知る必要がある。

五、そして後記の寺院墓地の歴史的沿革からすれば、少くとも墓地法制定当時までは、異教徒からの埋蔵依頼というものは殆んどなされたことはなく、またこのような依頼はこれを拒み得るという慣行が存していたものと考えられる。すなわち寺院墓地

は古い歴史を有する。徳川時代に幕府がキリスト教徒の根絶を期するため国民はすべて一定の寺院の檀家として宗門改帳に登載されることを要するとなし、寺院は幕府の命により国民が自己の檀家たることを証明する宗旨手形を發行するなど、徳川時代においては幕府は仏教を国家において認める唯一の宗教となし、檀家制度を確立することによりこれを一種の統治のための組織として利用して来たのである。そのため改宗離檀の如きは原則として認められず、ために仏教は根強く国民生活を支配するに至った。しかし明治になつてから仏教に対する政治的庇護がなくなり、加うるに檀家制度の基礎となつた宗旨手形等の制度が戸籍法の施行により明治初年に廃止されたことにより檀家制度は次第に崩壊の過程をたどることになつたが、現在においても長年月に亘つて培かれた慣行は消えるわけもなく仏教寺院のあるところ必ず檀家制度の存することは顕著な事実である。

そして檀家(正確には檀信徒のうちの檀徒)とはその仏教寺院の教説を信奉し、寺院墓地に墳墓を設置し自己の主宰する埋葬等をその寺院に一時的でなしに委託し、且つその寺院の経費を分担する者を言うこと(信徒とは一時的な埋葬等委託者を言う)は被告の主張するとおりであり、従つてその寺院の檀徒となることにより始めてその寺院の墓地に墳墓を所有するに至るわけである。このような歴史

的沿革に徴すると、寺院墓地は従来からその寺院の檀家からの埋葬依頼のみを取り扱つて来たのであり、異宗の者からの埋葬依頼の依頼は起り得なかつたと考へられ、若し異宗のものから埋葬依頼の依頼があつたとしてもこれを拒み得るものと考へられ、このような慣行が永年に亘つて続いて来たであらうことは容易に推測することが出来る。

六、よつて進んで右のような慣行を社会通念の上から全面的に正当理由の一つとして認めることができるかどうかについて考へる。墓地法第一三條は、共同墓地、寺院墓地によつて區別して取り扱つてはならないけれども、両者はそれぞれ特質を有しているものであつて、共同墓地については何よりも先づ公衆衛生上の見地が優先し、この見地から正当な理由の内容を定めるべきであらうが、寺院墓地は宗教法人である仏教各宗派の寺院の経営する墓地であることからして、当該仏

教寺院の宗教的感情を著しく損うごときことは許されないことは当然であり、その点において前記慣行は尊重するべきであるが、さりとてその宗教的感情の尊重に急余り、我が国民全体の宗教的感情ないし公共の福祉からの要請に適合しないような解釈運用もすべきではあるまい。明治以降改宗離檀が自由になつたこと、改正民法の施行により家族制度が廃止されたこと、終戦後信教の自由が保障されるに至つたこと等の諸事情から既成の寺院宗派に属しないいわゆる新興宗教が台頭し、或は既成の寺院宗派の一部の活発な布教活動により、従来寺院の檀家であつたもの、ないしそのもの家族の個人がこれらの宗教に改宗し、離檀するという現象が生じて来た(成立の争のない乙第二号証によれば日蓮正宗の信者の団体である創価学会の会員は昭和初年には極く僅少であつたが昭和三〇年頃には全国で約七〇万世帯一三〇万人を算するに至つたことが認められ、証人秋谷城永の証言によれば現在でも月間相当多数の信者があることが認められる。)このような国民の宗教生活の變遷を背景として本件のような改宗離檀した異教徒からの従前檀家であつた寺院墓地に対する埋葬依頼の依頼という現象が発生するに至つたのである。(証人秋谷城永の証言によれば、昭和三二年頃から全国で二百件余り本件のような埋葬依頼に伴う紛争が生じたことが認められる。)

このような現象は国民の墳墓が前述したように檀家制度によつて元来寺院墓地にのみ存し、そのため大多数の先祖の墳墓が寺院墓地に存すること、右のように寺院墓地に先祖の墳墓を所有する国民の一部において次第に前記のように改宗する者が現われるに至つたのに、国民的伝統的祖先崇拜という宗教的感情からその親族の遺体ないし焼骨を既成の仏教寺院の経営する寺院墓地内の右先祖の墳墓地に埋葬したいという根強い希望が存すること、これに加えて他面寺院墓地に代るべき共同墓地がその絶対数において少ないこと、(証人山内一夫の証言によれば全国的に共同墓地は寺院墓地に比し少ないことが認められる)またいわゆる新興宗教ないし活発な布教活動をしている一部の仏教宗派等が増加した信者の墳墓を各地域別にもれなく自己の経営する墓地に移し迎えるだけの施設を講じ得ないことなどがその理由に考へられよう。そうすると、若し改宗離檀したものからの右のような埋葬依頼の依頼に対し寺院墓地管理者がすべて一律に異教徒からの依頼は拒むことが出来るという前記慣行によつて律し、これを拒むことを正当な理由にあたるとして右依頼を拒むことを墓地法が容認するとすれば、右のような先祖の墳墓地に埋葬したいという国民の宗教的感情に違反することになり、これは公共の福祉にも適合しないことにならう。

七、そこで当裁判所は一方において寺院墓地に存していた古来か

このように現現象は国民の墳墓が前述したように檀家制度によつて元来寺院墓地にのみ存し、そのため大多数の先祖の墳墓が寺院墓地に存すること、右のように寺院墓地に先祖の墳墓を所有する国民の一部において次第に前記のように改宗する者が現われるに至つたのに、国民的伝統的祖先崇拜という宗教的感情からその親族の遺体ないし焼骨を既成の仏教寺院の経営する寺院墓地内の右先祖の墳墓地に埋葬したいという根強い希望が存すること、これに加えて他面寺院墓地に代るべき共同墓地がその絶対数において少ないこと、(証人山内一夫の証言によれば全国的に共同墓地は寺院墓地に比し少ないことが認められる)またいわゆる新興宗教ないし活発な布教活動をしている一部の仏教宗派等が増加した信者の墳墓を各地域別にもれなく自己の経営する墓地に移し迎えるだけの施設を講じ得ないことなどがその理由に考へられよう。そうすると、若し改宗離檀したものからの右のような埋葬依頼の依頼に対し寺院墓地管理者がすべて一律に異教徒からの依頼は拒むことが出来るという前記慣行によつて律し、これを拒むことを正当な理由にあたるとして右依頼を拒むことを墓地法が容認するとすれば、右のような先祖の墳墓地に埋葬したいという国民の宗教的感情に違反することになり、これは公共の福祉にも適合しないことにならう。

七、そこで当裁判所は一方において寺院墓地に存していた古来か

らの前記慣行の本来の趣旨とするところを尊重しつつ、他方において国民の宗教的感情ないし公共の福祉からの要請に背かないにという建前に立つて正当理由の内容を解釈すべきものとす。そこから導かれる結論は次の通りである。すなわち従来からの寺院墓地に先祖の墳墓を所有するものからの埋葬の依頼に對しては寺院墓地管理者は、その者が改宗離壇したことを理由として原則としてこれを拒むことが出来ない。但し右埋葬が宗教的典札を伴うことにかんがみ、右埋葬に際しては寺院墓地管理者は自派の典札を施行する権利を有し、その権利を差し止める権限を依頼者は有しない。従つて

(一) 異宗の典札の施行を条件とする依頼

(二) 無典札で埋葬を行うことを条件とする依頼(異宗の典札は施行しないが、当該寺院の典札の施行も容認しない趣旨の依頼)このような依頼に對しては、寺院墓地管理者は自派の典札施行の権利が害されるという理由を以てしてこれを拒むことが出来るし、右のような理由による拒絶は墓地法第一三条にいう拒絶できる正当な理由にある。

八 このような結論が導かれる理由を詳述すれば次の通りである。先に述べたとおり我が国においては国民の墓地は歴史的に古くから寺院の墓地のみであったのであり、その寺院の檀家となることによって寺院墓地内に墳墓を所有することができたので

あるから、右墳墓を所有することにより右墳墓の存する墳墓地を使用する権利(以下墳墓地使用権という)は結局寺院との權信徒加入契約でもいふべき契約に由来するであろう。しかしながらかくして取得した墓地使用権は墳墓が有する容易に他に移動できない性質(官庁の許可を得た墓地内のみ設定されねばならない)すなわち固定性の要求からしてまた我が国においては、墳墓が先祖代々の墳墓と觀念されている(民法第八九七条は墳墓について相続人の承継を一応おさえ、その所有権は慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべきものが承継する旨規定している。)また国民の宗教生活上墳墓は尊厳性を持つべきことを要請されていること(刑法上にこれを保障する規定がある)などの諸点からして墳墓は必然的に固定的且つ永久的性質を有すべきものとして觀念されているのである。さればこのような固定性、永久性を有すべき墳墓を所有することにより墳墓地を使用することを内容とする墓地使用権も、たとえその設定契約が前記のように檀家加入契約という契約に由来するとしても、右墳墓と同様に永久性を持つべきものと考へる。そして当初の設定契約もかかる性質を有するものとして設定されておるものと言えよう。これを象徴する言葉として永代借地権なる語があるが、墓地使用権が法上いかなる権利に属するかどうかは別として墓地使用権の本来的に有する性質を現わしていると言え

よう。寺院墓地はかくしていわば永代に亘つて墳墓地の使用を許さなければならぬといふ負担を設定契約の当初から当該墳墓の祭祀を司る者が改宗離壇したからと言つて、その者及びその親族墓地使用権はこれによつて当然に消滅するということができまい。被告のこれに反する見解に立つ主張は採用できず、被告の右主張に副う証人多羅尾光照の証言は信用しない。(もつともこのように解すると改宗離壇というもまだ先祖の墳墓地を寺院墓地内に所有している場合は、前記永代墓地使用権を有している関係からして、少くとも当該寺院墓地に墳墓地の維持料等の経費負担の義務が存する等の関係から当事者間に離壇の合意があつても、このような場合に完全な離壇と言へるかどうか疑問であるが一応改宗し、寺院の教義の信奉者でなくつたという点において離壇と言へなくもなからう。本件においては離壇という語は右の后者の意味に用いる。)そうであるとするれば一度先祖の墳墓を寺院墓地内に所有し、その墳墓地を永久的に使用し得る者からのその親族の遺体ないし焼骨の右墳墓地への埋葬の依頼に對しては、寺院墓地管理者は原則としてその者が改宗離壇したかどうかにかかわらずこれを拒み得ないものと解すべきである。(但し右にいう墓地使用権は墳墓を寺院墓地内に設置所有する権利であるから、その意味での使用権の当然の権利として埋葬出来

ると解すべきではなく、個々の埋葬は墓地管理者の承諾が必要であり、墓地法第一三条もその趣旨で管理者の許諾義務の要件について規定しているのである。原告は占有権、地上権等に基づいて当然に埋葬できる旨の主張もしているけれども右主張は右の理由によりいふまでもなく失当である。そして原告が占有権、地上権等と主張する権利の内容は右説示した墓地使用権を指していることは明らかである。従つて寺院墓地における前記慣行(異教徒からの埋葬依頼は拒み得るとされてきた慣行)はその限りにおいて修正を余儀なくされ、寺院墓地側の宗教的感情は制約を受けることにもなるわけであるが、元來このような制約の因子は前記墓地使用権の永久性の故からして墓地設定契約の当初から右契約の中に内在していたといつても過言ではなからう。

九 しかしながら右のように改宗離壇したことを理由として埋葬の依頼を拒み得ないとして、その埋葬に際しては、当該寺院墓地の管理者は自派の典札を施行し得る権限を有していることは言うまでもない。

古來から葬式という言葉で言われているように死者ある場合はそれが遺体のまま埋葬されるものか焼骨として埋蔵されるかを問はず、それが寺院墓地内において行われる限りにおいては、その寺院の属する宗派の定める典札が施行されて来たのであつてこのような典札の施行が

必ず伴うことが実は寺院墓地と共同墓地との本質的な差異がないのであつて、右典札の施行が必須的に伴うことこそ寺院墓地のそもその開設以来今日まで永年に亘つて行われた慣行である。このことは宗教法人法第一條第二項に「この法律のいかなる規定も個人、集団、及び団体がその保障された自由に基づいて教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」旨の規定が存することによつても明らかであらう。そうであるといふれば、いやくも或る宗派の寺院墓地管理者に埋葬の依頼をした以上その者は、その管理者が自派の典札を行うについては依頼者はこれを受忍すべきが当然である。一〇 原告は墳墓は信仰の対象ではなく、宗派的典札を行うところではないと主張し、仮りに右主張が原告の信奉する日蓮正宗にあてはまるとしても、少くとも被告の所属する真宗において、典札を行うさだめとなつてゐることは、証人多羅尾光照、同小妻隆文の各証言及び被告代表者中川実明尋問の結果(第一第二)により明らかであるから原告の右主張は被告の寺院墓地に関する紛争である本件については採用できない。また原告は、若し改宗離壇した者の埋葬の施行については当該寺院の典札を受忍しなければならぬということになれば、これは「何人も宗教的行事に参加することを強制されることはない」と明言した憲法第二〇條第二項

の規定にていしよくすると主張する。しかしながらこれは改宗離壇したにあえて従来の寺院墓地に埋葬したいというように原因するのであり、そのこと自体は前記のように国民の宗教的感情などから是認されるのであるが、然し改宗離壇者のものと寺院墓地への埋葬の依頼にはそれだけの負担（寺院の典礼は受忍しなければならぬという負担）を負うべきであり、これは本来自己の任意に出た前記埋葬の依頼行為に帰因しているから何等の原因なしに強制されるというわけではないから、右のように寺院の典礼の受忍義務を認めても、別段憲法第二〇条第二項の規定にていしよくするということはあるまい。もし寺院墓地管理者が自派の典礼を当該寺院墓地において行われる埋葬に際し施行できないとすれば、寺院墓地はその限りにおいて共同墓地と全く同じになるわけであってこれは寺院墓地の特殊性、永年に亘って行われて来た、自宗派の典礼施行という慣行を全く否定することになる点において全国の寺院及びその教義の信奉者（その中には原告の信ずる日蓮正宗も含まれる）という多数の国民の宗教的感情を著しく害することは明らかである。立場をかえて日蓮正宗の寺院墓地に他宗のものが埋葬の依頼をなし、日蓮正宗の定めるところに従わず、異宗の典礼を施行し、日蓮正宗の寺院墓地管理者がこれを差し止めることができなるとされた場合に日蓮正宗の寺院及びその信

者はいかなる感情を抱くであろうか、容易に想像し得るところである、またたとえ、宗教団体の経営する学校に子弟を入学させた後、その父兄が改宗し、これを理由に、その父兄が子弟をその学校に存学させたままその学校に対し、その学校の属する宗派の宗教教育をその子弟についてのみ禁止させることができるであろうか。このようなことと許されないことは見易い道理である。

一 以上説示したところからの当然の帰結として、改宗離壇者からの寺院墓地内の先祖の墳墓地への、その親族の遺体ないし焼骨の埋葬の依頼については、右に述べた寺院の典礼施行権を害するが如き条件を含んだ、前記第七項の(一)(二)のような依頼（異宗の典礼を条件とする依頼、ないし無典礼を条件とする当該寺院の定める典礼の施行を容認しないような依頼）に対し、寺院墓地管理者に許諾義務がありとせば、寺院墓地としての性格を根本から否定抹殺することになり、このようなことは社会通念の上からは認することはできないから、右のような依頼に対してはこれを拒み得ると解すべきである。従ってこのような依頼に対する自派の典礼施行が害されることを理由とする拒絶は、墓地法第一三条の拒絶出来る正当理由ある場合にあたることをいふことになる。

一 二 もつとも、墓地法第一三条には、典礼については何ら規定するところがないから或は、昭和三五年三月八日付厚生省公衆衛生局環境衛生部長の通達（成立に争のない甲第二号証）の如く、典礼と埋葬と切りはなし典礼の施行についてはこれを當事者の解決に一任するという見解も成立する余地がある。しかしこのような見解は民事上、刑事上の許諾義務の存否を決するための墓地法の法文の解釈としては採用出来ないことは、先に述べた寺院墓地における埋葬が必ず宗教的典礼を伴うことを不可欠とすることに徴し異説を要しないであろう。以上説示したところに反する甲第五号証の記載部分及証人山内一夫の証言部分は採用できない。

一 三 以上説示した見地に從って本件をみると、原告はもと被告の檀家として被告の寺院墓地内にある本件墓地に先祖代々の墳墓を所有してきたことは先に認定したとおりであるから本件墓地についていわゆる墓地使用权を有するものであることはいまでもなく、このようなものから本件墓地へのその親族のもの（の死産児である本件焼骨の埋蔵方）の依頼については、被告は原則としてこれを拒み得ない。右埋蔵については無典礼で行うというのであって、これは同時に被告寺院の定める典礼の施行を容認しない趣旨のものであることは、被告寺院の行うこととあるべき典礼を妨害行為としてその禁止を求めていること自体に徴し明らかであるから、このような依頼に対しては被告は自派の定める典礼の施行権が害されることを理由にして原告の本件

埋蔵依頼を拒むことができるのであって、このような理由による拒絶は墓地法第一三条の正当な理由ある場合にあたることを解すべきである。（そして被告が右のような理由によつて拒絶することはその主張自体に徴し明らかである。）（被告寺院が死者ある場合に行われる典礼は、被告代表者中川実明尋問の結果（第二回）によれば、大体被告主張のとおりであること、本件のような埋蔵に限って言えば、被告寺院の僧侶が立ち合い埋蔵式を行い、このとき僧侶は重誓偈なる経文を唱えることになつてゐることが認められる。

一 四 附言すれば右のように解しても原告が主張するような信教の自由、改宗の自由を阻害することにはなるまい、改宗離壇は自由であり、改宗離壇したことだけでは寺院側は埋蔵請求を拒み得ないのであるから、改宗離壇そのものが阻害されるわけではない。そして前記のような埋蔵に際し行われる被告の典礼の程度なら原告がこれを受忍しても原告の宗教感情が著しく害されるということはあるまい。右被告の施行する典礼の受忍が憲法二〇条二項に反しないことは前記のとおりである。しかしいかなる程度の典礼であっても、それを施行する権限が寺院墓地側に存する以上これを差し止めるがごとき結果を伴うことを要件としてゐるような埋葬依頼に対し寺院墓地側に許諾義務を課するわけにはいかないのである。もとより寺院墓地も公共の

福祉からの制約を免れないが、典礼施行権の否定抹殺は宗教法人である寺院の存立そのものをおびやかす、国民の宗教感情にも反することにもなり、却つて公共の福祉に適合しないような事態に立ち至るであらう。

もしどうしても原告が被告の典礼を受忍することができないというならば、原告の信奉する日蓮正宗の墓地なり共同墓地なりに被告の寺院墓地内にある原告の先祖代々の墳墓を改葬するより外はなからう。日蓮正宗の墓地が原告の住居地附近に存しないという理由だけからして、直ちに原告が被告の寺院墓地に無典礼で埋葬出来る権利があるとすることは、少くとも墓地法第一三条の解釈からは出て来ないことは屢々説示したとおりである。原告の右のような要求をかなえることは、もはや墓地法の解釈の問題ではなくして、墓地政策という政治の問題であり、或は立法論の問題であらう。

一 五 以上の次第であるから原告の被告に対する本件焼骨の本件墓地への埋蔵請求に対し被告はこれを許諾すべき法律上の義務はないから、右義務あることを前提とする原告の本訴請求は失当として棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部
裁判官 松本 武
（墓地図面略す）
右は正本である
昭和三十八年六月二日
同庁裁判所書記官 青木春海

中日人民友好の豊碑 ——鑑真大和上の遺徳を奉賛する—— 日本の各界——

中国仏教協会副会長 趙 樸 初

一九六三年はわが国唐代の英雄的人物——鑑真大師円寂一千二百年周年に当たる。鑑真は日本の仏教徒の招請を受け、天宝二年から同十二年（七四三〜七五三）にかけての前後十年間に六回東渡を試み、うち五回失敗し、最後に日本に渡ることができた。その間、許多の艱難困苦をなめ尽し、許多の生命と物質的損失を蒙った。特に第五回の渡海に失敗してから、彼の有力な助手祥彦と日本僧榮叡は相繼いで病死し、鑑真自身も双目失明した。しかし、彼の屈強な意志は、ついに彼をして困難に打ち勝ち、所期の念願を達成させた。

彼は日本の土を踏んでから紀元七六三年（天平宝字七年）に円寂するまでの十年間、授律講学と文化の伝播の仕事に休むことを知らず辛苦努力した。彼は日本律宗の始祖、天台宗の先駆であるばかりでなく、日本医薬道の祖師として仰がれている。徳川時代まで、日本では葉袋の上には鑑真の肖像画が書かれてあった。彼はまた、弟子たちとともに、建築、彫刻、絵画、書道、漢文学およびその他の面で、当時の日本文化に対しても卓越せる貢献をした。鑑真の事迹については、日本の現代作家井上靖が紀元七七九年淡海三船著「唐大和上東征伝」をもとに、「天平

の夢」という小説を書いている。「夢」とは屋根の背の意味である。作者は、鑑真師徒を天平時代の文化の屋根の背のように見なしたのである。

中日両国の宗教、文化などの各界の人士は昨年から鑑真大師円寂千二百年周年を記念する準備をはじめた。最近、中国仏教協会は全日本仏教会の招請を受け、日本へ友好訪問を行なうと同時にわが国の文化、建築、医薬、宗教などの各界を代表して日本での鑑真記念行事に参加するため、代表団を派遣した。私は幸いにして代表団の一員として日本での盛典に参列することができた。

日本の各界では一九六三年五月から一九六四年五月までの間を「鑑真年間」と呼び、この一年間に、各地では様々な形の記念行事が行なわれることになっている。しかし、記念活動はすでに今年の四月、前進座の「天平の夢」公演を前奏曲に開始された。歌舞伎「天平の夢」は劇作家依田義賢が小説によって改編したもので、俳優河原崎長十郎、中村翫右衛門らの主演である。この歌舞伎の出演は大きな成功をおさめ、四月十日から二十九日まで東京の読売ホールで連続四十回出演、回毎に満員の盛況ぶりであった。惜しいこと

に、われわれの日本到着が遅れ、観賞することができなかったが、日本に着いてから、多くの観衆からの称賛の声を聞いた。また、劇を見てはいないがそのテレビ放送を見たという人々も、「深い感動を受けた」とほめたたえていた。このことにつき、日本の文学家、芸術家たちが、鑑真師徒たちの偉大な形象と天平時代の中日両国文化交流の盛事を今日の人々の眼前に再現し、両国人民の兄弟の感情を力強く喚起させたことに感謝しなければならぬ。五月七日、われわれは京都にいたが、大阪で公演中の前進座の代表数人が来訪し、「天平の夢」演出の状況についてわれわれに親しく語ってくれ、また同夜行なわれた鑑真大師記念講演会にわれわれとともに参加した。翌日、河原崎長十郎先生



写真は趙副会長から贈品を受ける全仏金剛理事長

は再び京都に連れられ、鑑真大師を扮するに当たって、思想感情の上での注意や苦心談、体得されたことや洞察の経過を情熱をこめて語ってくれた。われわれは五月九日、大阪に着いた。主人側ではわ

れわれの要求を入れてくれ、前進座の観賞を日程におり込んでくれた。それは「天平の夢」ではなかったが、私はそのときほど、自分の観賞力がいつになく増していったように思われたことはなかった。日本の芸術家の音声、容貌、一挙一動がいつそう美しく私の心を打った。休み時間に、われわれは舞台裏に行き、前進座の友人たちと握手抱擁した。舞台裏の道路はたちまち歓喜の熱い潮であふれた。われわれは中国鑑真大師記念準備委員会を代表して彼らに敬意を表わすと同時に、錦の旗を送った。それには次り四句の頌詞が書かれてあった。

重現天平盛事。
兩邦文化交流。
今日弟兄共勉。
同心同氣同仇。

われわれは五月四日東京で行なわれた、鑑真和上円寂一千二百年記念会と鑑真和上遺徳奉賛会主催の「鑑真和上記念大集会」に参加することができなかった。それは、われわれが五月五日夜半飛行機で東京に着いたからである。しかし感謝しなければならぬのは、主人側が、われわれが事前に電報で要求しておいたことに従って、特に三台の自動車を準備し、われわれを夜を徹して羽田から奈良まで運んでくれ、五月六日午前奈良で行なわれる鑑真大師記念法要に間に合うように配慮してくれたことである。全日本仏教会国際局々長石川存静先生と彼の同僚たちがわれわれに着きそってくれ夜通し眠らずに十三時間自動車に乗った。われわれが奈良に着いたと

きにはすでに午後で、法要の時間は過ぎていたが、東大寺の門口にはなおいっぱいの人々がわれわれの到着を待っていた。その中には各地から来た長老や学者がいた。中には京都から東京までわれわれを出迎えに来てくれ、われわれが奈良での法要に赴くと聞かや、また東京から関西へ来て、奈良まで来て待っていた人もいた。中にはまた、御老体にもかかわらず、遠路はるばる出て来られた人もあった。一老学者は私と一緒に本堂に入るとき、「鑑真大師は日本人民文化上の大恩人である。われわれはみな鑑真の子孫である。鑑真の故郷から来られたあなた方を迎えて私は本当にうれい」と語った。

東大寺は鑑真大師が日本に来てはじめての駐錫地である。そこには千二百余年前に大師によって建てられた戒壇と彼がたずさえて来た仏像が今なお残っている。東大寺よりややへん僻で静かなところにある唐招提寺は、大師がみずから創設し、最後にそこで円寂した場所である。その建築、彫刻は多くは彼と彼の弟子たちの手によって作られた。境内のある部分は後代修理されてはいるが、しかし当時の規模と風貌はなお儼然として存在している。この二つの寺でわたくしたちはわたくしたちの先人の技術と彼らの偉大な気魄と湛深な学問の要素と、彼らが艱難困苦を経歴し、九死に一生、中日両国人民の友宜のために、文化交流のためになした不朽の業績をまのあたりに見ることができた。また、日本の仏教徒と日本の人民がこうした貴い文物を保存するため

にはらつてきた大きな心使いを見
て、わたくしたちの内必の感動は
形容し難いものがあつた。わたく
しは前後、東大寺の鑑真遺像の前
で、唐招提寺の鑑真納骨塔の前と
日本の友人たちに話しをしたとき
も、わたくしの耳もとにその昔鑑
真大師が述べられた「為是大事
也、何惜身命」の偉大な言葉が響
いて聞えて来るように、実に「千
載之下、如聞其声、如見其人」の
感があつた。

われわれは日本滞在の半月の間
に、奈良、宇治、京都、大阪、高
野山、福井、身延山、鎌倉、横
浜、東京などの各地を訪問し、各
大名山寺計三十二ヶ処を訪ずれ、
工場、学校、病院など許多の設備
を參觀し、十幾つの大小の集會に
参加し、仏教及びその他の宗教の
友人、作家、演劇家、建築家、音
楽家などの各界の人々と會見し
た。われわれはときには近代化さ
れた都市の真つただ中に身を置
き、ときには深山幽谷に行脚し、
ときには百才に近き老人を伴して
今古を談論し、ときには天真らん
まんな幼児たちから歌と花の贈り
ものを受け、ときには千人が広座
して高談する中に懐のびやかに、
ときには風雨聯席の夜話にわれを
忘れた。境界の変化は往々にして
朝夕著しく異なつた。しかし、い
かなるところでも、みな一つの共
通したものがあつた。それは日本
の人民の中国人民に対する友情で
ある。われわれはいたるところで
熱烈な、殷勤な歓迎といたれり尽
せりの招待を受けた。特に感激し
たのは、許多の高齡碩徳の長老た
ち、たとえ九十三才の古川大航
長老、八十九才の大西良慶長老、

八十八才の高階雅仙長老はみな辛
勞を辭せずみずからわれわれの接
待を主催してくれたり、あるいは
遠路をいとわず肉親や家人同様わ
れわれを送迎してくれた。五月十
九日、われわれは帰国の途に着い
た。別れのとき、八十九才の著名
な学者椎尾博士が旅行から東京に
帰つて来て休まれもせず、飛行場
にかけつけ、われわれと會つてく
れた。三年前双目失明したこの老
人が人の手を借りて空港の待合室
に入つて來られたとき、わたくし
は思はず鑑真大師のおもかげを思
い浮かべずにはいられなかつた。
彼が両手を挙げて「日中兩國仏教
徒友好万才！」三称の音頭をとつ
たとき、われわれの親しい友情と
別れ難い気もちが最高頂に達し
た。わずか半月間の期間とはいえ
このような事例は枚挙し難い。以
上述べたことからでも「中日友
好」というこの千數百年にわたつ
て播かれてきた金剛不壞の種は、
霜や雪に負けず、風にも雨にも負
けず、今なお日本人民の心の中
で、どのように枝をのばし、葉を
つけ、いたるところに花をつけた
かを十分説明していると思う。そ
れはまた、今日の日本の人民が、
どうしてこのように、熱烈に鑑真
大師を記念するかを説明してい
る。

「鑑真年間」はいま、日本の各
界人民の中で一つの力強い呼びか
けとなつており、唐招提寺は日本
の古代建築専門家の設計のもとに
近く修理されることになつてお
り、明年五月竣工後、盛大な記念
法要を行なうことになつてい
る。著名な音楽家土岐善麿作の鑑真大
師歌譜は、五月十八日、われわれ

が主催したお別れのパーティで歌
われた。鑑真和上記念會はいま著
名な彫刻家にたのんで鑑真大師の
像を造らせ、わが国に贈つてくれ
るとのことである。鑑真記念會に
参加している日本の各界の人士は
みな小学校の教科書中、鑑真大師
に関する事跡を増補し、日本の後
代の人々に中日文化の關係の歴史
を知らせたいと主張していた。日
本の多くの地方で、鑑真大師を記
念する集會が次々と行なわれてい
る。鑑真大師が東渡上陸した地点
——奄美大島では、現在占領され
て米軍事基地となつてはいるが、そ
この古跡文物はいま米国に持ち去
られる危険な運命に直面してお
り、このことは当然日本人民の激
憤を引き起している。日本人民の
鑑真大師を記念する熱烈な情況は
日本人民の平和友好の願いを充分
に反映したものであり、わたくし
たちを勇気づけ、歡喜贊嘆させる
ものである。先輩を記念すること
の最も重要なことは、將來を鞭う
ちはげまし、われわれが先輩の艱
難を畏れない精神と不朽の業績を
うけ継いでいくよう鞭うち勵ま
し、中日兩國人民が友好協力し
て、ともにアジアと世界の平和を
守ることを促進するために、われ
われが最大の努力を払うことであ
る。(本信は北京「大公报」より
収録)

香港の俠虛大師逝去

香港仏教界の最長老の俠虛大師
は、八月十一日逝去された。八十
九才であつた。全仏では直ちに弔
電を打つたが、京都の牧田諦亮氏
から香奠が全仏を通じて来日中の
中国仏教僧に手交された。

海洋に散つた英靈を弔慰
全仏から花輪、弔辞

第一次、第二次大戦で海洋に散
つた英靈三十一万有余の靈を慰め
るため、全仏国際局ではおりにから
欧州訪問の途に上る海上自衛隊練
習艦隊(瀧川司令官)に大谷会長
名による「弔慰の辞」と花輪一對
を托した。柳了堅全仏国際部長
は、以前から殉国英靈の弔慰をつ
づけて來ている鈴木鍊成師(宮城
県女川町妙照寺住職)と同道し、
十四日に練習艦隊が停泊中の東京
芝浦港の旗艦「あきづき」に瀧川
艦隊司令を訪ね、夫々弔慰の品を
伝達した。なお艦隊は七月十九日



写真は弔慰品の伝達を
終えて、中央が瀧川司令官

欧州へ向けて出発したが、航海中
にフィリピン沖で第二次大戦の戦
没者慰靈祭を、また地中海のマル
タ島沖で第一次大戦戦没者慰靈祭
を夫々行うことになつてい
る。なお鈴木師は法華経写経や押花
などを同艦隊に托した。

山本杉氏東南ア、中近東へ

南ベトナムにも立寄る

参議院議員で全仏常務理事であ
る山本杉女史は、国会議員団代表
として八月二十七日羽田空港発に
て、東南アジア各地、中近東、東
欧諸国を歴訪し主として諸地域の

政治情勢視察に出発したが、現在
仏教徒と政府間で紛争が深刻化し
つつある南ベトナムにも立寄り、
政府要人、仏教徒代表らと會見す
るとの意向である。

白木屋で

鬼原素俊氏個展

九月六日〜十一日

仏教画家として活躍している鬼
原素俊氏(東京都渋谷区代々木初
台六二一)は、先きにインドをは
じめ東南アジア各地を巡り、仏教
美術の源流を探つて來たが、來る
九月六日より十一日迄の期間に、
東京白木屋デパートギャラリーに
て全仏後援のもとに個展を開くこ
とになつた。数多い作品の中でも
特にパーミヤンの石の模写などす
ばらしいものがあり、多数、仏教
徒の觀賞がのそまれている。

仏教政治同盟

全仏に加盟す

かねてから全仏に加盟を申請し
ていた「仏教政治同盟」(委員長松
本徳明氏)では、このほど全仏常
務理事會の承認が下り、八月廿二
日付を以て正式に全仏加盟の団体
となつた。なお全仏加盟宗派、府
県仏及び団体は全部で百十三団体
になる。

全仏通信綴無料で配付

全仏通信つづりを無料で配付し
ます。希望者は送料五十円同封の
上全仏総務局宛に早目にお申込み
下さい。

幼児まで唱える三帰依文

タイ仏教の実際

留学僧 長 原 敬 峯

渡タイして、二年半、三度目の安居を迎えています。...

今年タイ全土に於ける安居入りの比丘総数は、(一五一、五六〇人)、沙弥(八五、二五〇人)、合計(二三六、八一〇人)、となつて...

等が、おぼろげに理解できたり世界に於ける日本、日本人の宗教観を考へてみたりする事が、海外留学の成果と云えるのではないでしょう。...

昨年ラングーンの日本人墓地に参詣、今年真如親王の足跡を偲ぶかたわら、シンガポール、クアラルンプール、ベトナムの日本人墓地に参詣してきましたが、今年度から特に外務省が、海外日本人墓地管理に力を入れてくれています。...

全 仏 核 停 会 談 妥 決 に メ ッ セ ー ジ

米英ソ元首におくる

全仏では七月廿六日開催の常務理事会において、このたびの三国の部分的核実験停止に関する会談の妥結に対し、次のようなメッセージを夫々駐日大使館を通じて三国元首あてに送った。...

ケネディ大統領 マクミラン英首相 フルシチョフソ連首相

我々日本仏教徒は、この度の核実験停止会談の円満妥決に対し心からの敬意と感謝の意を表します。永遠の世界平和が、慈悲深い教主仏陀のみ教えのもとにこの地上に顕現されることを念じます。 一九六三年七月廿六日

財団法人 全日本仏教会 会長 大谷 光照

この日本がなさげなくなり、貴会の創価学会対策運動をより強化される事を希望しつつ筆を終ります。 仏歴二五〇六年八月六日 長原敬峰合掌

ベトナムへ 慰問品を送ろう 全仏国際委員会

全仏では八月廿六日午後三時から緊急国際委員会を招集し、「南ベトナム事件」について二時間半に亘って熱心に協議し次の諸点につき夫々意見の一致を見た。即ち ① 苦難に陥入っている南ベトナム仏教徒へ救済物資を送るため全国的に献金運動を展開する ② 全宗教が一体となって本問題に対処する統一の行動をとること。 ③ 仏教

青年を中心とした抗議集会如きものを開催する。出席者は村野宣忠委員長、菅島直廣、桜井栄章、浜田本悠(オプザバー)、白山事務総長、石川局長、柳、岩本部長 鎌田主事

仏青らが署名運動

全日仏青(仲田順和理事長)では、仏学連、仏婦と共同で、南ベトナム問題の平和的解決を目的として、各宗派管長、長老から署名入りのアッピールをとり、国連、ローマ法皇庁、ベトナム政府などへ送る準備にかかり、すでに京都方面で活動を開始した。全仏ではこれらの趣旨に全面的に賛成し協賛することに意見が一致している。

南ベトナム仏教徒協議会 抗議集会開く

南ベトナム仏教徒協議会(発起人代表清水谷恭順師)では、九月三日午後一時から三時に亘って東京神田学士会館ホールで、苦悩する南ベトナム仏教徒を救うことを訴えて抗議集会を開く。

あとがき

△ベトナム事件は深刻な事態に突入した。何人か云えども「宗教」に対して迫害、圧力を加えることは許せない。宗教の自由と人命の尊重は宇宙の法則であることに認識を新たにすべきである。 △敬虔なベトナム仏教徒に満腔の同情を捧げつつ、本事件の円満解決を祈り、世界的な宗教軽視の風潮がこれによって益々助長されることなきよう祈りたい。 K生